



埼玉県報

第 2 6 2 9 号
平成 2 6 年 9 月 1 6 日
火 曜 日

目 次

条例

- [次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例のあらまし\(少子政策課\)](#)
- [次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例\(少子政策課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [埼玉県自動車税等のコンビニエンスストア収納代行業務委託に関する入札公告\(税務課\)](#)
- [平成26年度砂利採取業務主任者試験の実施\(みどり自然課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [土砂災害警戒区域等の指定\(河川砂防課\)](#)
- [さいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [保留地処分に係る公告\(八潮新都市建設事務所\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の区域の変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の供用の開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)

本号で公布された条例のあらまし

次代の社会を担う子どもたちの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（埼玉県条例第四十四号）（少子政策課）

一 趣旨

次代の社会を担う子どもたちの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係四条例を整備するための条例を制定

二 内容

- (一) 「母子及び寡婦福祉法」の名称を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。
- (二) 「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子相談員」及び「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。
- (三) その他規定の整備

三 施行期日

平成二十六年十月一日

条 例

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十六年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十四号

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の一部改正)

第一条 埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例(昭和五十六年埼玉県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業、同法第三十一条の七第四項に規定する父子家庭日常生活支援事業」に、「第三十三条第三項」を「第三十三条第四項」に改める。

(知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成十一年埼玉県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第五十四項事務の欄中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

(埼玉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 埼玉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年埼玉県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子相談員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

(児童福祉法施行条例の一部改正)

第四条 児童福祉法施行条例(平成二十四年埼玉県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第八十九条中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第二百五十八条第二項中「母子自立支援員、母子福祉団体」を「母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千二百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人新輪リサイクル団体

三 代表者の氏名

並木 勇

四 主たる事務所の所在地

埼玉県新座市畑中一丁目十番二十七号

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人はごみの回収を通して分別回収意識を深め、リサイクルの推進を図るとともに、自治体とも協調してまちづくりを行い人間らしい豊かな住環境を創造することを目的とする。

（変更後）この法人はごみの回収を通して分別回収意識を深め、リサイクルの推進や、障がい者、子育て及び高齢者支援を図り、行政と協働してまちづくりを行い人間らしい豊かな環境を創造することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百五十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年九月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人うりんこくらぶ
- 三 代表者の氏名
片野 三代子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県久喜市高柳二千百六十番地二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、親子の情操教育支援を目的とした「感性を磨き、想像力を育む活動」や「子育ての不安や悩みを軽減させるための取り組み」を行います。障害者や健全者が共に活動し、協力し合える環境を提供することで、その垣根をなくし、子育てや福祉の推進に寄与することを目的としています。

告 示

埼玉県告示第千二百五十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県自動車税等のコンビニエンスストア収納代行業務委託 3,431,790件

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成26年11月1日（土）から平成30年2月28日（水）までとする。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

入札説明書及び仕様書による。

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、1件当たりの単価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 入札参加申請日から過去2年の間に、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市において、地方税又は公共料金のコンビニエンスストア収納代行業務を誠実に履行した実績を有すること。
- (6) 入札説明書及び仕様書に定めるコンビニエンスストア等の収納データの受信処理等が可能であること。
- (7) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部
税務課納税・管理担当 石川 電話048-830-7606（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

この公告の日から平成26年10月14日（火）午後5時（競争入札参加資格確認申請書の提出期限）までの間、上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年10月28日（火）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年10月27日（月）午後5時まで（必着）

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年10月28日（火）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部税務課 平成26年10月28日（火）午前10時20分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約単価に予定数量3,431,790件を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量3,431,790件を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年10月14日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成26年 9 月22日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Subcontracting for Saitama Prefecture Automobile Tax Payment Service at Convenience Stores and Relevant Data Processing (3,431,790 Data Files)

(2) Deadline Period for Bids:

By registered Mail: Monday, October 27, 2014 by 5 p.m.

By Electronic Bidding System or Submission in Person: Tuesday, October 28, 2014 by 10 a.m.

(3) Contact Information:

Tax Payment Management Group

Taxation Division

Department of General Affairs

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

TEL: 048-830-7606

告 示

埼玉県告示第千二百五十六号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、平成二十六年年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成二十六年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 試験期日

平成二十六年十一月十四日（金）午前十時から十二時まで

二 試験場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一番四号

埼玉会館7A会議室

三 受験手続

イ 受験願書の入手方法

埼玉県環境部みどり自然課、各環境管理事務所並びに各地域振興センター及び同事務所において、平成二十六年九月十七日（水）から配布する。

ロ 申込方法

受験願書等に必要事項を記入の上、簡易書留で郵送すること。

八 受付期間

平成二十六年十月一日（水）から十月十五日（水）まで（期間内消印有効）

四 受験願書の提出先

郵便番号三三〇 九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県環境部みどり自然課

五 試験手数料

八千円に相当する額の埼玉県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。

六 試験科目

イ 砂利の採取に関する法令

ロ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

告示

埼玉県告示第千二百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定による医療扶助のための施術及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための施術を担当する施術機関として、次の者を指定した。

平成二十六年九月十六日

埼玉県知事 上田清司

氏名	住所	施術者		指定年月日
		名称	所在地	
石川 晶久		宗岡鍼灸接骨院	志木市上宗岡二一 一七一一九	平成二十六年七月一日
菊嶋 友行		とも治療院	志木市中宗岡三一 一三一五	平成二十六年七月一日
大久保 秀夫		源起堂鍼灸院	草加市新栄町一〇 〇〇一四一四一 〇五号	平成二十六年七月一日
小島 一元		のぞみ鍼灸整骨院	川口市安行領根岸 一一九七一八	平成二十六年七月一日
新井 紀司		健康倶楽部鍼灸院	秩父市下吉田三一 九〇	平成二十六年七月一日
今野 大介		藤川鍼灸接骨院	朝霞市本町三一四 一八	平成二十六年七月一日
小池 慎一郎		新座みつばち鍼灸整骨院	新座市馬場四一八 一三八	平成二十六年七月一日

磯野 佳織	田下 翔太	小林 義文	渡辺 陽子	福島 秀人	笥田 真之
灸治療院	熊谷 トフル鍼灸院	小林治療院		福島はり・き ゆう院	クローバ治療 院
一 五 一 二 七 一 八 一 B	五 一 一 〇 三	二 〇 四 一 八 川 口 ハ ウ ス		一 一 一	八 〇 一 一
月一日	月一日	月一日	月一日	月一日	月一日
平成二十六年七	平成二十六年七	平成二十六年七	平成二十六年七	平成二十六年七	平成二十六年七

告示

埼玉県告示第千二百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十六年九月十六日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
デイサービスセンター 悠久苑	三郷市新和二丁目三七五	社会福祉法人 養生会	介護予防通所介護	平成二十六年七月一日
ヘルパーサービス ひかり	三郷市上彦名五九五一	有限会社 一力	訪問介護	平成二十六年七月一日
グループホーム 草加原町	草加市原町三一丁目一五二三〇	医療法人社団 愛優会	認知症対応型共同生活介護	平成二十六年七月一日
小規模多機能居宅 草加原町	草加市原町三一丁目一五二三〇	医療法人社団 愛優会	小規模多機能型居宅介護	平成二十六年七月一日
ほほえみの家	吉川市上内川四四四一	幸友会株式会社	介護予防小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成二十六年七月一日

むさし野の森 デイサービス センター		所沢市三ヶ島 五―一四四五 一七	社会福祉法 人 苗場福 社 会	認知症対応型通所 介護	平成二十六年 七月一日
ケアウエスト 介護相談セン ター	南埼玉郡宮代 町西条原五九 九―一	合同会社ケ アウエスト	居宅介護支援	居宅介護支援	平成二十六年 八月一日
居宅介護支援 事業所 デイ サービス本舗 ゆきわ	富士見市針ヶ 谷 一―三五― 二〇	株式会社オ アソ	居宅介護支援	居宅介護支援	平成二十六年 七月一日
あいわ訪問介 護ステーション すずらん	坂戸市鎌倉町 三―一八一― 〇二	株式会社す ずらん	訪問介護	訪問介護	平成二十六年 七月十九日
デイサービス 風の街	鴻巣市吹上富 士見三―一― 一 風の街	社会福祉法 人 一粒	通所介護	通所介護	平成二十六年 七月一日
介護ショップ えがお	入間郡毛呂山 町前久保南四 一―二一―二七	パートナー ケアサービ ス株式会社	福祉用具貸与	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売 介護予防福祉用具 貸与	平成二十六年 七月一日

中央店		わかば薬局		わかば薬局 宮代店		たんぼば薬局 鷺宮店		グラム調剤薬 局 狭山店		中川薬局 東 松山店		中川薬局 上 尾店		中川薬局 越 生店		愛の家グルー プホーム鴻巣	
久喜市久喜中 央一七一九		久喜市久喜中 央一七一九		南埼玉郡宮代 町和戸一五〇 九一三		久喜市桜田三 一九一		狭山市入間川 二一六二二二 第二甲田ビル 二階		東松山市五領 町二一〇		上尾市藤波三 一九一		入間郡越生町 上野一〇二四 一三		鴻巣市登戸三 〇九一	
さひ調剤		株式会社あ さひ調剤		株式会社あ さひ調剤		クラフト株 式会社		株式会社グ ラム		株式会社グ ラム		株式会社グ ラム		株式会社グ ラム		メディカ ル・ケア・サ ービス株式 会社	
介護予防居宅療養 管理指導		居宅療養管理指導		介護予防居宅療養 管理指導		居宅療養管理指導		介護予防居宅療養 管理指導		居宅療養管理指導		介護予防居宅療養 管理指導		居宅療養管理指導		介護予防認知症対 応型共同生活介護	
平成二十六年 八月一日		平成二十六年 八月一日		平成二十六年 八月一日		平成二十六年 六月一日		平成二十六年 八月一日		平成二十六年 八月一日		平成二十六年 八月一日		平成二十六年 八月一日		平成二十六年 七月一日	

ロイヤルレジ デンス川島		ケアウエスト 訪問看護ステ ーション		訪問看護ステ ーションか たくり		いいやま歯科 医院		豊岡第一病院		ヘルスドラッ グ薬局		なの花薬局		チェリー薬局	
比企郡川島町 大字伊草九七 一五		南埼玉郡宮代 町西条原五九 九一		比企郡小川町 大字奈良梨六 〇一四		草加市八幡町 七六五二一		人間市大字黒 須一三六九一 三		春日部市中央 一八七		上尾市原市二 三九三十四		狭山市新狭山 三一六	
株式会社 会福祉総合 研究所		合同会社ケ アウエスト		かたくり株 式会社		医療法人八 ツピースマ イル		山根 宏夫		株式会社エ スシーグル ープ		株式会社サ ンクール		株式会社あ さひ調剤	
居宅介護支援		訪問介護		訪問看護		居宅療養管理指導		通所リハビリテ ーション		居宅療養管理指導		居宅療養管理指導		居宅療養管理指導	
介護予防訪問介護		介護予防訪問看護		訪問看護		居宅療養管理指導		介護予防通所リハ ビリテーション		介護予防居宅療養 管理指導		介護予防居宅療養 管理指導		介護予防居宅療養 管理指導	
平成二十六年 八月七日		平成二十六年 八月一日		平成二十六年 七月一日		平成二十六年 七月一日		平成二十六年 八月一日		平成二十六年 八月一日		平成二十六年 八月一日		平成二十六年 八月一日	

		医療法人社団 桜朋会 さく らホームクリ ニツク		ロイヤルレジ デンス川島	比企郡川島町 大字伊草九七 一五	株式会社社 会福祉総合 研究所	訪問看護	平成二十六年 八月七日
		加須市柏戸七 六五一七					介護予防訪問看護	
		医療法人社 団 桜朋会					訪問看護	平成二十六年 七月一日
管理指導	介護予防居宅療養	居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	訪問看護				

告示

埼玉県告示第千二百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十六年九月十六日

埼玉県知事 上田清司

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
はなぶさ苑 居宅介護支 援事業所	名称	居宅介護支援 事業所「はな ぶさ苑在宅総 合ケアセンタ ー」	はなぶさ苑 居宅介護支 援事業所	居宅介護支援
はなぶさ温 泉デイサー ビスセンタ ー	名称	「はなぶさ苑 在宅総合ケア センター」通 所介護事業所	はなぶさ温 泉デイサー ビスセンタ ー	通所介護
はなぶさ温 泉通所リハ ビリセンタ ー	名称	介護老人保健 施設はなぶさ 通所リハビリ テーション	はなぶさ温 泉通所リハ ビリセンタ ー	短期入所療養介護 介護予防短期入 所療養介護 通所リハビリテ ーション
				介護予防通所リハ ビリテーション

介護24 愛サポート		ウイズネット トホームヘ ルプサービ ス朝霞		デイサービ スクラス 新座	居宅介護支 援事業所 はまゆう														介護のさく ら	
	名称	所在地		名称	所在地														所在地	
東藤沢 介護24人間		朝霞市膝折町 四二二一 〇 タカラハ イツー〇五		茶話本舗 新 座デイサービ スセンター	新座市東北二 一三〇一二六														鴻巣市宮前五 八八一二	
介護24 愛サポート		朝霞市西弁 財一〇〇 一五 オ ークヒルズ 朝霞台二〇 二号室		デイサービ スクラス 新座	ふじみ野市 上福岡六一 四一五														鴻巣市箕田 三八二〇	
介護予防訪問介護	訪問介護	介護予防訪問介護	訪問介護	通所介護	居宅介護支援	居宅介護支援	福祉用具貸与	訪問看護	介護予防通所介護	通所介護	介護予防訪問介護	訪問介護	介護老人保健施設							

アミカ川口 介護センタ ー	所在地	川口市幸町一 一 一七	川口市幸町 一 一	訪問介護
医療法人社 団光恵会 芝西訪問看 護ステーシ ョン	所在地	川口市芝西二 一三一六 amour 一〇一	川口市芝西 二一七 一六SS ビル二八	訪問看護 介護予防訪問看護
健朗ホーム 美穂の里	所在地	秩父市上町一 一 一一二二	秩父市上町 一 一一二一	小規模多機能型居 宅介護 介護予防小規模多 機能型居宅介護

告示

埼玉県告示第千二百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十六年九月十六日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
金子医院	蕨市中央四一 三一二	訪問看護 介護予防訪問看護	平成十九年五月三十一日
豊岡第一病院	人間市黒須下原 一三六九一三	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十六年八月一日
スギ薬局 川口江戸店	川口市江戸三 三二一二四	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十六年五月三十一日

<p>スギ薬局 熊谷箱田 店</p>	<p>熊谷市箱田一 一四一</p>	<p>居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理 指導</p>	<p>平成二十六年三月三十 一日</p>
<p>ゆめこう ぼう</p>	<p>三郷市彦系一 一八〇</p>	<p>訪問介護 介護予防訪問介護 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具 販売 居宅介護支援</p>	<p>平成二十六年七月三十 一日</p>
<p>有料老人 ホーム 育進</p>	<p>児玉郡上里町七 本木二八六七 七</p>	<p>特定施設入居者生活介 護 介護予防特定施設入居 者生活介護</p>	<p>平成二十六年八月二十 五日</p>
<p>百年健康 くらぶ ゆめこう ぼう</p>	<p>三郷市彦系一 一八〇</p>	<p>小規模多機能型居宅介 護 介護予防小規模多機能 型居宅介護</p>	<p>平成二十六年七月三十 一日</p>

告 示

埼玉県告示第千二百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム鴻巣店

埼玉県鴻巣市大字箕田千七百七十一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前七時から午後九時

（変更後）午前六時三十分から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前六時三十分から午後九時三十分

（変更後）午前六時から午後九時三十分

八 変更年月日

平成二十六年十月一日

二 届出年月日

平成二十六年八月二十一日

二 縦覧期間

平成二十六年九月十六日から平成二十七年一月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年九月十六日から平成二十七年一月十六日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千二百六十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十六年九月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の災害発生原因となる自然現象の種類
明ヶ平1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
小川日向1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
小川日向2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
小川日影1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
小川日影2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
小川日影3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
明ヶ平2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
明ヶ平3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

阿熊松場3	室久保1 3	室久保1 2	室久保1 1	白岩1	沢入沢西	西沢	鍛冶山	天神沢西	矢畑	矢畑東
置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

嶽の山	住居野	下鳥羽	矢納 3	矢納 2	矢納 1	守岩	室久保	彦久保 3	東沢 2	東沢 1	彦久保 2
平面図等を埼玉県本庄 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に 供する。	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に 供する。	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に 供する。	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に 供する。	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に 供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に 供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に 供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に 供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に 供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に 供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に 供する。
地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	土石流	土石流	土石流	土石流

生野山	日影	下稲沢	稲沢	寺山	本泉	平沢 2	平沢 1	迎沢	高牛	
置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県本庄	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県本庄	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県本庄	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県本庄	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県本庄	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県本庄	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県本庄	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県本庄	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県本庄	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県本庄	置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県本庄
地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	土石流	地滑り	

土砂災害特別警戒 区域の名称	土砂災害特別警戒 区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	土砂災害の発生を 防止するために行 う建築物の構造の 規制に必要な衝撃 に関する事項
明ヶ平1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
小川日向1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
小川日向2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
小川日影1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
小川日影2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
小川日影3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。

	明ヶ平2						
	明ヶ平3						
大鹿沢	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
橋の沢	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
東沢	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
タナ窪沢	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
不動沢	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。

久形	十二天沢	塚越4	塚越3	塚越2	塚越1	竹ノ妻	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

	<p>秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>龍泉寺沢 3</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>沢の入沢</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>久保沢</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>かみ沢</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>松岡沢</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>女部田</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>

番切り沢	田の入沢	大棚部	石間戸	大棚部	宮戸	後川 1
<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>

	後川 2						
	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。				
中島 1							
	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。				
大道上 1							
	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。				
大道上 2							
	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。				
松岡							
	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。				
東女部田 1							
	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。				
東女部田 2							
	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。				

矢畑 3	矢畑 4	鍛冶山 2	鍛冶山 1	大日堂	井上 4	
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。

新志2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
矢畑沢西	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
矢畑沢	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
矢畑東	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
矢畑	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
天神沢西	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
鍛冶山	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。

横田倉 2 2	横田倉 2 1	横田倉 1 5	横田倉 1 4	横田倉 1 3	横田倉 1 2	横田倉 1 1	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

阿熊下2	白岩2	川久保3	川久保2	川久保1	白岩3	
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。

彦久保 1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
彦久保 2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
彦久保 3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
守岩	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
西の入沢	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
白岩沢 1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
白岩沢 2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。

	東沢 1	東沢 2
に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
	土石流	土石流
に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

告 示

埼玉県告示第千二百六十二号

さいたま市からさいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第千二百六十四号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成十八年埼玉県告示第八百三号）第九条の規定により、公募による抽選の方法による保留地の処分について、次のとおり公告する。

平成二十六年九月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 保留地の位置、地積及び予定価格

イ 保留地番号九十九

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業四十八街区二画地（八潮市大字大原六百六十三番七外）

(2) 地積

二百三十七・九六平方メートル

(3) 予定価格

三千四十五万八千八百八十円

ロ 保留地番号百二十一

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百三十街区七画地（八潮市大字大百十九番二外）

(2) 地積

二百二十五・九四平方メートル

(3) 予定価格

三千九十五万三千七百八十円

ハ 保留地番号百二十二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百三十街区十一画地（八潮市大字大百二十番八外）

(2) 地積

四百十三・五九平方メートル

(3) 予定価格

五千二百九十三万九千五百二十円

ニ 保留地番号百二十三

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百三十街区十四画地（八潮市大字
坩百二十番六外）

(2) 地積

五百三十三・五五平方メートル

(3) 予定価格

六千五百六十二万六千六百五十円

ホ 保留地番号百二十四

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百三十街区十七画地（八潮市大字
坩百十八番二外）

(2) 地積

七百七十三・〇七平方メートル

(3) 予定価格

八千二百七十一万八千四百九十円

ヘ 保留地番号百七

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百三十一街区一画地（八潮市大字
坩百四番二外）

(2) 地積

百六十七・一〇平方メートル

(3) 予定価格

二千三百八十九万五千三百円

ト 保留地番号百八

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百三十一街区三画地（八潮市大字
坩百三番五外）

(2) 地積

百八十九・二九平方メートル

(3) 予定価格

二千六百六十八万九千八百九十円

チ 保留地番号百九

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百三十一街区五画地（八潮市大字
坩九十九番一外）

(2) 地積

百六十三・二二平方メートル

(3) 予定価格

二千百八十七万四千八百八十円

二 抽選に参加する者に必要な資格

次のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができない。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者並びに未成年者

ロ 抽選の公正な執行を妨げた者

ハ 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

ニ 次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、その事実があった後二年を経過していない者

(1) 契約者が契約を履行することを妨げた者

(2) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(3) (1)又は(2)のいずれかに該当する事実があった後二年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ホ 都道府県税（都道府県民税、法人都道府県民税、個人事業税又は法人事業税）の滞納がある者

ヘ 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程で定める方法により契約代金を支払うことができない者

ト 契約者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は埼玉県暴力団排除条例（平成二十三年埼玉県条例第三十九号）第三条第二項に規定する暴力団関係者と認められる者

三 抽選参加申込み受付の期間及び場所

イ 期間

(1) 郵送受付期間 平成二十六年十月二十五日（土）から同年十一月二日（日）まで（消印有効）

(2) 窓口受付期間 平成二十六年十月二十七日（月）から同年十一月五日（水）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前九時から午後五時まで

ロ 郵送・窓口受付の場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

四 抽選の日時及び場所

イ 日時

平成二十六年十一月十六日（日）午前十時三十分

ロ 場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

五 その他

イ 抽選参加要領及び抽選参加申込書は、埼玉県八潮新都市建設事務所において配布する。

なお、郵送を希望する者は、同事務所に電話で請求すること。

ロ 抽選に関し不明な点は、埼玉県八潮新都市建設事務所（電話〇四八―九九八―四五四五）に問い合わせること。

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年九月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 園 田 誠 司

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 上中森鴻巣線

三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>同市大字佐間字野合 一六三六番二地先まで</p>	<p>行田市大字佐間字野合 一四四七番二地先から</p>		<p>区 間</p>
<p>五・二〇〇 一・二二・二六</p>	<p>五・二〇〇 一・二二・二六</p>		<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>四三一・四〇</p>	<p>四二七・二〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>独立行政法人水資源機構が行う武蔵水路改築工事に伴う迂回道</p>			<p>備考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年九月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 園 田 誠 司

<p>上中森鴻巣線</p>	<p>路線名</p>
<p>行田市大字佐間字野合 一四四七番二地先から 同市大字佐間字野合 一六三六番二地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十六年九月十六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長四三一・四〇メートル。 区域の供用開始である。</p>	<p>備考 県道仮廻し。 独立行政法人水資源機構が行 う武蔵水路改築工事に伴う迂 回道路。 平成二十六年九月十六日付け 埼玉県行田県土整備事務所長 告示第十二号で告示した道路</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年九月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕子

一 許可番号

平成二十六年五月十九日

指令川建セ第二六 四号

二 検査済証番号

平成二十六年九月十一日

川建セ第二六 八七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字内田二八一五番一の一部、二八一五番五の一部、二八一七番の一部、二八一九番の一部、二八二三番一の一部、二八二四番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

群馬県前橋市亀里町九 番地

株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘

告 示

埼玉県教委告示第二十七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十六年九月十六日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

一 日時

平成二十六年九月二十二日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 平成二十七年当初教育局等職員人事異動方針について
- ロ 平成二十六年年度教育功労者及び優良教育施設・団体表彰について
- ハ 平成二十六年年度優秀な教職員の表彰（埼玉県はつらつ先生表彰）について
- ニ 埼玉県スポーツ推進審議会委員の任命について
- ホ その他